

経支第340号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づき習志野市から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月12日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

京成 津田沼12番街ビル

習志野市津田沼一丁目2039番地ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

京成電鉄株式会社 代表取締役 天野貴夫

市川市八幡三丁目3番1号

三 意見の概要

- 1 開店閉店時間の変更により夜間においても多くの来店が見込まれ、店舗周辺の通行人も増加が見込まれることから、来店客に対して受動喫煙防止の周知啓発についてご協力いただきたい。
- 2 習志野市環境保全条例の騒音の規制基準値を遵守すること。また、機器類の配置変更や増設がある場合は当該条例に定めた必要な手続きを行うこと。

四 意見書提出年月日

令和8年3月25日

五 意見書の縦覧期間

令和8年6月12日から7月13日まで。